

松戸市教育委員会会議録

平成29年12月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成29年12月定例会

開 会	平成29年12月13日 (水) 14時より	閉 会	平成29年12月13日(水) 時 分	
署名委員	教育長 伊藤 純一		委 員	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	×	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 29 年 12 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	スポーツ課 課長	加藤 広之
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	〃 課長補佐	大幡 健二
3	学校教育部 部長	波田 寿一	23	〃 課長補佐	菊地 俊一
4	学校教育部 審議監	池上 誠一	24	市民会館 館長	向後 文大
5	学校教育部 審議監	胡内 敦司	25	〃 参事補	大村 雅英
6	教育企画課 課長	鈴木 章雄	26	〃 主幹	横尾 和彦
7	〃 専門監	松丸 裕幸	27		
8	〃 課長補佐	大西 真	28		
9	〃 主査	藤中 孝一	29		
10	〃 主任主事	四戸 俊也	30		
11	〃 主任主事	島村 仁美	31		
12	社会教育課 課長	星野 敦子	32		
13	〃 課長補佐	藤谷 美伸	33		
14	〃 主査	齋藤 真一	34		
15	〃 主任主事	永嶋 愛	35		
16	〃 主任主事	齊藤 亜樹子	36		
17	〃 主任主事	榎本 良子	37		
18	生涯学習推進課 課長	林 総太郎	38		
19	〃 主任主事	鈴木 秀明	39		
20	青少年会館 館長	中野 幸子	40		

平成29年12月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成29年12月13日（水） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成29年12月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第36号

松戸市戸定邸保存活用審議会委員の

委嘱について

(戸定歴史館)

② 議案第37号

松戸市民劇場条例施行規則等の一部を

改正する規則の制定について

(社会教育課)

③ 議案第38号

松戸市文化会館条例施行規則の一部を

改正する規則の制定について

(社会教育課)

④ 議案第39号

松戸市民会館条例施行規則の一部を

改正する規則の制定について

(市民会館)

⑤ 議案第40号

松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 本日、市場委員が都合により欠席されております。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。

ただ今から平成29年12月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名委員を山田教育長職務代理者をお願いいたします。

教育長職務代理者 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案5件となっております。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者をお願いします。

◎報告等

教育長職務代理者 それでは、議案の審議に入ります前に、前回の教育委員会会議で審議をいた

しました12月補正予算のうち、労務単価の積算につきまして、社会教育課より追加の説明が
ございます。

社会教育課長、ご説明をよろしくお願ひいたします。

社会教育課長 よろしくお願ひいたします。

去る11月定例教育委員会会議においてご承認いただきました議案第35号「平成29年12月教育費補正予算」につきましては、十分な資料提供ができずに、まことに申しわけございませんでした。本日追加資料として、債務負担行為の根拠となる指定管理者候補者の収支予算比較表を配付させていただきました。配付資料につきましては、まだ議会の議決前の公表していないものでございますので、取り扱いにつきましてはご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、議案のご審議に当たりまして、委託料についてのご質問の中で、委託料が上がっているのは人件費の労務単価が上がっているためであり、適正な金額であると認識している旨の答弁をいたしました。その適正であることの根拠となる参考資料の正式名称をお答えできませんでしたので、本日改めてご報告させていただきます。

労務単価につきましては、平成29年2月10日付で、国土交通省が通知したもので、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価についてが1つでございます。

それからもう一点ございまして、それは一般財団法人経済調査会という財団がございしますが、これは国土交通省及び内閣府が主務官庁となっているものでございますけれども、そこが発行する2017年1月の「積算資料」という冊子でございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。資料を追加したということで、比較表があります。何か、ご質問等ありますか。

議題ではございませんので、これにつきましては、またよく確認をしておくということで、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

◎議案第36号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議案第36号「松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
では、ご説明をお願いいたします。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 議案第36号「松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱について」、これについてご説明いたします。

松戸市戸定邸保存活用審議会条例第4条及び第5条の第2項の規定に基づき、別紙のものを松戸市戸定邸保存活用審議会委員に委嘱又は任命するということでございまして、平成29年12月13日提出でございます。

提案理由といたしましては、松戸市戸定邸保存活用審議会委員の任期が平成29年12月24日で終了するためとなっております。

次のページで、別紙といたしまして、委員の先生方の名簿を添付させていただきました。松戸市戸定邸保存活用審議会委員会委嘱及び任命者ということで、まず1号委員、この先生方は学識経験者でございます。渡辺先生、河東先生、渋谷先生が建築のご専門、藤井先生、池邊先生が庭園の専門家ということでございます。

2号委員としまして、本市職員、これは田辺公園緑地課長と戸定歴史館長の私、齊藤が再任ということになります。

ご説明は以上でございます。

教育長職務代理者 議案第36号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

全員再任ということでございます。今行われております工事等につきまして、継続中でありますので、そのような趣旨かと思えます。何かご質問、確認事項はありますか。

条例の文面は、参考までにテーブルの上をご確認ください。審議会条例ですね。1号委員と2号委員、第4条でございます。よろしゅうございますか。

武田委員。

武田委員 質問ではないんですけれども、委員である齊藤さんがいらっしゃるので、せっかくだから会議の、審議の中でどんなことが行われたかというのを少しお話しただければ、せっかくの機会ですので、前期のときに。

教育長職務代理者 審議会の中身についてお話してください。

戸定歴史館長 審議会につきましては、昨年度行いました主なことに関しましては、具体的に設計図書が上がってきてございますので、それに基づいてその工事を行うと。工事を行うに際して、庭園の復元というものにつきましては、図面だけでは表現し切れない。あくまでも現場を実際に直接確認した上での適切な施工、当初の意図する施工というものが大事になり

ます。そういった疑問点を抽出いたしまして、建築のご専門の立場、それから庭園をご専門の立場、こういったことで、たびたび大変貴重な指導をいただきました。

そういったことで、基本的に審議会としましては、現状、国指定の名勝庭園の中でも、今後そういった復元工事の手本となるような、そういった水準を目指して、各先生方にこれまでの豊富なご経験に基づく指導をいただきました。

また、審議会だけではなくて、この直接現場に何度も先生方に来ていただいて、一々今後100年のことを考えて、何がより適切なのか、あるいはどういう形で復元の具体的なものを定めればよろしいのか、こういったことも同時に見ながら、研究を進めつつ、その都度の結論をきちんと出してやるというような形で進めさせていただいております。

なお、現状工事は最終的な前期、29年度の工事にもう取りかかっております。今年度の工事におきまして、福島県学生寮が建っております四阿庭園の敷地が、明治の姿そのままの地形として復元をされました。西側が急峻な崖、そしてダイナミックに躍動してうねりながら南側に斜面が続くと、そういったところのやはり一番絶景ポイントといいますか、崖の縁のところには四阿を今基礎工事をやっているということになります。

この四阿の柱でございますが、明治時代の写真が何点か残っておりますが、それになるべく忠実にやろうと思ったんですが、なかなかすごい木を使っておりまして、節をわざと楽しむ、それから木の樹木が太い部分、細い部分があるような、なかなかこんな木は山の中へでも行かないとだめかなと思ったら、それを協力してくださる方がいらっしやいまして、ちょうどそこまでできるとは思っていなかったんですが、柱の形状、それから湾曲ぶり、これを探し出すことができました、もしかしたら徳川様のやつよりも立派かもしれないというようなところまで復元、柱、重要な柱を探し出すこともできました。

こういったことも、審議会の先生のみならず、いろんな多くの方が松戸に絶景としての名勝を再現するんだと、こういうお気持ちをいただけたおかげだというふうに感謝をしております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。よろしいですか。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、全員再任ということで、委員の委嘱の議案でございます。

ほかはないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第36号を採決いたします。

議案第36号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第36号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第37号

◎議案第38号

◎議案第39号

教育長職務代理者 続きまして、議案第37号「松戸市民劇場条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、議案第38号「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第39号「松戸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」この3点は関連がありますので、一括して議題といたします。

説明者が入るまで少々お待ちください。

それでは、市民劇場からいきますか。第37号のご説明から、社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 それでは、3ページをごらんください。

議案第37号「松戸市民劇場条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、松戸市公共施設インターネット予約システムの変更に伴い、使用の手続に関する規定等を整備し、申請許可に係る各種様式の改正を行うためでございます。

規則の改正のご説明の前に、まず最初に、現在の公共施設の予約システムについてご説明させていただきます。

追加資料として、広報まつどの抜粋記事をお配りしておりますので、ご参考になればと存じます。

本市では、市民の皆様が地域にある公共施設をご利用される場合に、事前予約が必要でございますが、現在2つの予約システムが稼働しております。

1つは、文化会館森のホール21でございますが、これと市民劇場、市民会館の3館の使用に関しては、文化会館等予約システムという名前のシステムがございまして、平成13年10月から運用を開始したものでございます。

もう一つは市民センター、スポーツ施設を利用されるときには、公共施設インターネット

予約システムという名前のシステムがございまして、これは平成22年2月より運用を開始したものでございます。これまでこの2つの異なるシステムを併用してきたわけですが、市民の皆様のご要望もあり、1つのシステムとして運用することで、市民の皆様の利便性の向上につながりますことから、平成30年2月より2つのシステムを統合して運用することになります。

具体的な内容を申し上げますと、このシステムの統合によりまして、市民の皆様は市内の公共施設のご利用の際には、同一画面で空き状況の閲覧と予約が可能となるばかりでなく、これまでシステムごとに取得していたIDやパスワードが一本化されます。

また、抽せん申し込み期間や抽せん日も統一が図れるようになるなど、利便性が増すものでございます。

今回、議案第37号のご提案は、そのための手続等に関する規則改正でございまして、改正する規則は4つございます。1つは、4ページの松戸市民劇場条例施行規則、2つ目は、11ページの松戸市公民館管理規則、3つ目は、14ページの松戸市青少年会館管理規則、4つ目は、17ページの松戸市スポーツ施設管理運営規則でございます。

規則改正の新旧対照表は、18から34ページに資料として添付してございます。内容が細かく多岐にわたりますので、本日は追加資料としてお配りいたしました改正ポイントの一覧をもってご説明させていただきます。

まずお配りしました資料でございますが、1点訂正をお願いいたします。

議案第37号の表がございませけれども、その表の中の上から3段目のインターネット予約抽せん開始に伴う日程変更というところがありますが、その次の行の青少年会館第6条となっておりますが、すみません、これは5条でございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、規則改正の説明をさせていただきます。

まず、この両システムの統合を機に、今まで各施設で異なっていた条文の文言を統一いたしました。例えばこれまで「申請に対し」と表記していたものを「申請書」に、「付属」の漢字はこごとへんを加えた「附属」にするなど、ほか多数文言の統一を図ったものでございます。

それから、本日議案の中にあります条文の中で、「抽せん」という言葉が出てくるかと思っておりますが、その「抽せん」の「せん」が平仮名になっておりますが、これは漢字のほうに訂正させていただきたいと思っております。選挙の「選」、しんによの「選」という漢字に変更させていただきます。

次に、会議室の予約申し込み日程変更でございますが、市民劇場につきましては、4カ月前にシステムでの予約申し込み及び抽せんを行ってございましたが、今回の統合に伴い、抽せん日程を市民センターと同一の3カ月前にいたします。これによりまして、施設によって異なっていた予約日が統一され、市民の混乱を回避することができるものと考えております。

次に、公民館、青少年会館の施設予約でございますが、これまではシステムでの予約は行っておりませんでした。これを機に、システムでの予約抽せんを導入し、市民の利便性の向上を図ります。

最後に、利用申請書、許可証などの帳票類についても、公共施設インターネット予約システムの帳票類と統一いたしました。議案第37号につきましては、本日ご承認をいただいた上で、この規則の公布の日をもちまして改正する予定でございます。

続きまして、35ページ、議案第38号「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきましてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、さきの議案第37号と同様でございますが、加えてこれを機に文化会館の附属設備及び備品使用に関する規定を整備することについて、市長に申し出ることをご承認いただくためにご提案をするものでございます。

改正内容につきましては、37ページから47ページに、新旧対照表は48ページから60ページとなっております。議案第38号につきましても、議案第37号と同様に、本日お配りいたしました資料でご説明させていただきたいと存じます。

議案第37号も条文の文言の統一化、それから会議室の予約申し込み日程の変更、帳票類の統一化は議案第37号と同様でございます。

次に、臨時休館告示の削除についてでございますが、臨時休館の告示につきましては、法律で定めのないものでございますことから、他の公共施設の規則にあわせて削除をいたします。告示は削除となりますが、臨時休館となる際は、ホームページや窓口、広報まつどなどで広く市民の皆様への周知は図ってまいります。

次に、備品につきましては、新規で購入したもの、劣化により使用できないものがありますので、現状に合わせて整備いたします。

なお、この規則につきましては、市長決裁後、公布の日をもちまして改正となる予定でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

市民会館、お願いいたします。

市民会館長 それでは、議案第39号「まつど市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

資料としましては、61ページ目が議案でございまして、以下、規則の条文案がございまして、そして新旧対照表が74ページからつづつてございまして、多岐にわたることから、説明資料をもってご説明させていただきたいと思っております。

改正概要の教育委員会会議資料、こちらのほうをごらんください。

資料は2ページあると思っておりますが、まず1ページ目でございます。

最初に、改正理由といたしましてからご説明させていただきます。

今、社会教育課長のほうから説明があった部分と多少重複もございまして、この資料に基づきましてのご説明となります。

まず、改正理由、文化会館等予約システムから松戸市公共施設インターネット予約システムへの統合に伴うもの、これが改正の第1点でございます。詳しい説明はただいまございましたけれども、市民会館の条例での改正点といたしましては、まず(1)申請書受付開始日、これが変更となります。

例としてその下、ご説明をつけ加えさせていただきました。まず、会議室、ながいき室の夜間、これを営利目的以外の利用の場合、つまり一般団体様のご利用の場合でございます。これが従来使用日の3カ月前の応答日となっておりましたが、それを3カ月前の月の16日というふうに改正になります。

例でご説明いたしますと、その下の四角の囲みの中をごらんください。

まず、会議室の使用日、例えばこの例として、平成30年8月25日に使用したいという場合、従来ですと、これが改正前、3カ月前の5月25日、これが申請書受付開始日となっておりましたが、今回システムが変更になりまして、これが改正後、矢印の右側でございます。平成30年5月16日、休館日のときは翌日、この日から申請書の受け付けが開始されるというふうに規則上変わってまいります。具体的には、この予約システム、1日から抽せんの申し込みがあるとか、その後抽せんがあるなどの手続もあるんですが、この規則の内容としては、申請書の開始日が16日からになりますよという改正の内容にまずなってまいります。

そして、その下、会議室、ながいき室夜間の使用なんですけど、非営利目的の場合も記載させていただきました。営利目的の利用の場合、例えばご商売ですとか会社組織が使う場合、そういった場合は、従来使用日の二カ月前の応答日となっておりましたが、これがやはり初日

になったということになります。

例として、その下に掲げさせていただきましたが、8月25日を営利団体が使用する場合、改正前では二月前ですので、6月25日となっておりますところ、これが二月前の1日からですので、6月1日からというふうな形になってまいります。

そして、参考として上げさせていただきましたのが、ホールとながいき室の昼間、これにつきましては、この規則の改正はございません。これはホール、市民会館のご案内と思いますが、1,212人の大きなホール、あそこの利用、それとながいき室の昼間の利用に関しましては、このインターネット予約システムに統合されませんので、これについては改正はございませんということです。

資料の2ページ目になります。

そして(2)2つ目としまして、申請許可様式の変更がございます。松戸市公共施設インターネット予約システムの対応の帳票へ変更を行う。当然システムが変わりますので、申請書ですとか許可証がですとか、そういった帳票が変わってまいります。

改正の大きな2番目としましては、松戸市民会館条例の一部改正に伴って、今回この規則も変えていくということです。これは、現在12月定例会、市議会が現在開会中でございますけれども、この市議会のほうで今条例の一部改正、これを上程させていただいております。この条例改正のときにご説明があったかと思いますが、附属設備及び備品使用料の料金、これを条例から削除して、この規則に移行しますよということの条例改正なんですけど、いたがしまして、この規則におきましては、条例からこの規則に備品使用料金表が移ってまいりますので、それが新たに加わりますよという改正点でございます。

具体的には、マイクですとかCDプレイヤーですとかピアノですとか、そういった備品使用料金表、これが条例から省かれて、今回ご審議いただくこの規則のほうに移ってまいりますという内容です。

具体的に、(1)、(2)、(3)とございます。(1)番は、この料金体系をホールと会議室に分けて規定をすることといたしました。これは、大きな大ホールと小さな小会議室、会議室はもろもろありますけれども、その料金体系を分けまして、(2)として、この会議室の料金については、時間単位としたというところなんです。今まで半日単位で幾らという、ざっくりとした料金体系だったんですが、会議室の場合には、1時間単位でご利用のお客様が多いので、料金を時間単位に細分化したものでございます。そして(3)番、附属設備と備品の見直し、今まで使っていなかったものが新たに加わったり、あるいは使われていな

いものがいつまでも残っていたりというのがありますので、そのあたりの整理を行いました。

そして、大きな3番、ながいき室の占用時間を見直しまして、ごらんのとおり4時半を5時ということで、実態に沿った形に変えさせていただきます。

そして、大きな4番目、臨時休館日の告示の見直しの規定がございました。これを広報まつどやホームページなどでの周知を鑑み、今回告示の規定を削除したものでございます。

そして、5番、条文の整理、文言の整理を行ったところでございます。

この規則の改正でございますが、12月議会が終わりました後に、市長決裁をもって、この規則を改正させていただきたいというふうに考えてございます。12月議会が終わりませんと、先ほどご説明しました条例が定まりませんので、その議会が終了した後に、この規則の改正という形になってまいります。

施行日につきましては、このインターネット予約システムの開始日、2月1日にそろえまして、30年2月1日という形にしてございます。

市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明は以上でございます。ありがとうございました。

教育長職務代理者 議案第37号及び第38号、第39号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。かなり広いですがわかりましょうか。下読みしていただいて把握はされていると思いますが、第37号は松戸市民劇場条例施行規則等ということで、この中に公民館管理規則があり、それから青少年会館管理規則もあるということです。それから第38号は文化会館条例施行規則ということと、第39号が市民会館条例施行規則ということで、インターネットの予約システムの統一化というのが共通項として出てきております。期間、それから予約の開始日等につきましても変更があるようでございます。何か、運用も含めて書式も含めて、何かご質問等があれば。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 今回今まで幾つに分かれていた予約システムが統一されるということで、利用者にとっては恐らく、なれるまでは大変かもしれませんが、一旦なれてしまえば便利なものになるのかなという感じはしておりますけれども、まず市民劇場について、これまで予約の方法はもちろんシステムでいろいろインターネットでやっていたんですけども、日取りが微妙に変わったというのは、これは統一するために変えただけで、特に意図的なもの、何か理由があって変えられたとか、そういうことではないと理解してよろしいのでしょうか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 市民劇場につきましては、今まで市民センターとかスポーツ施設のほうの公共施設インターネット予約システムのほうに統合するために、そちらのほうの日程に合わせたということでございます。

教育長職務代理者 それ以上の意味はないということですね。

社会教育課長 はい。

伊藤委員 今回それに合わせたということですね。

社会教育課長 そのほうが市民の方、会館によって申込日が異なっておりますと、市民の皆様が混乱いたしますので、同一にしたほうが混乱を避けられるのではないかとということで、そのようにさせていただきました。

以上でございます。

伊藤委員 わかりました。

それから、この規則の改正を見ていると、議案第37号も第38号も第39号もそうなんですけれども、申請を受理するといつて、例えばホール以外の会議室の場合なんですけれども、申請の受理が3カ月前の16日というのは、これだけから読むと、まさしく16日に申請をするのかと思ってしまうんですけれども、申請を管理者がそれを受理するということなので、実際に申請を申し込みをするのは、それよりももっと前だというふうに理解、今回初めてわかったんですけれども、そのことが規則には一切書いていないというのはどうしてですか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 規則のほうには載っているかと思うんですけれども、冒頭のほうをちょっとごらんいただいてもよろしいでしょうか。

伊藤委員 これには出ていますよね。

社会教育課長 はい。例えば18ページの新旧対照表を見ていただきますと、真ん中ら辺に第5条の3の(2)のところにあるのが受理する日……

申しわけございません、規則のほうには入っておりません。それは運用上のことですので、そういうことで規則のほうには入っていないということでございます。

伊藤委員 ああ、そういう意味か。

社会教育課長 はい、申しわけございません。

教育長職務代理者 伊藤委員、今の質問をちょっと整理していただいていいですか。受け取りはするけれども、正式な受理がそれだというふうに理解したということですか。

伊藤委員 規則だけから読んでみると、申請を受理するというのは、その管理者側にとってみると、例えば抽せんとか何か全部終わった後、その人が当選者だということが確認された上で16日に受理するということは、これでわかるんですけども、利用者から見ると、受理してもらうために申請をいつ出したらいいんですかとか、抽せんはいつあるんですかとかということは、一切規則には出ていないので、今回予約システムが変わりますという今回の広報まつどのあれを見ると、抽せん申し込みは3カ月前の1日から7日で、8日に抽せんがあって9日から15日までは結果を確認するというので、実際に16日から申請は当選者が申請をして、それを受理してもらうということだというのは、一連の流れがわかったんですけども、規則には16日の前のことが出ていないので、私はちょっと質問したんです。そうしたら、それは規則ではなくて運用上、……

教育長職務代理者 運用上のことであると。

伊藤委員 そうすると、これを变えることは割と自由にできるというふうに理解していいわけですね、この1日からというのは。

教育長職務代理者 その受け付けの期間は3カ月前の1日から7日までに受け付けるということの根拠は、条例とか規則上はない。それは運用上そのようにご案内していますということだということで間違いない。

はい、すみません、ちょっととまりましたが、続けてどうぞ。何かご説明は、それで理解して進んでよろしいですか。間違いないですよ。内容的には違わない。だから、抽せん、競合するようなところは3カ月前の1日から7日に申し出て、抽せんに乗っかっていないと、そもそも正式な受理には至れないということですね。

伊藤委員 それで、この規則ではないんですけども、実際の運用なんですか、3カ月前の1日から7日の間に申し込みをして、8日に自動抽せんがそれぞれの施設で行われるわけですね。9日から15日までの間は、ちょっとよくわからないんですけども、例えば8日に抽せんがあったら、9日には抽せん当たったか外れたかというのは、利用者側はわかるんですか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 そちらはメールのほうでご案内できるように今なります。それで、8日に抽せんが行われまして、9日から15日の間に申請の手続をしていただくわけなので、抽せんに参加した方につきましては、9日から申請手続ができます。それは、規則の中に入ってください。

伊藤委員 この括弧で先行抽せんによる場合は、9日というのはそういう意味ですか。

社会教育課長 さようでございます。それで、抽せんには参加しなかった方については16日から随時受け付けをいたしますので、申し込みされてあいていればそのまますぐに申請手続きができるという形になります。

伊藤委員 それは16日以降ですか。

社会教育課長 はい。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。今のはもう先行してやっている施設については、同じようにもう運用しているということですね。

山形委員。

山形委員 予約システムが統合されることで、市民として助かります。ありがとうございます。

文言のところで、ちょっと細かいのですが、18ページ、議案第37号の一番上の改正案の5条のところで、利用許可を受けようというところと、26ページ以降の、ここの部分だけ利用許可になっていて、その後の6条1項に関しては、利用の承認という言葉にほかのはなっているんですが、何がこれは許可と承認で、4条と6条だから言葉の表現が違ったのか、ほかは見たら全部承認になっていたもので、ここが1点気になったところと、あともう一個が、34ページの改正案のところの2の(2)の使用の属する月の2カ月前の月の15日と、ここだけ15日だったと思います。ほかは16だったんですが、そこと、あと全体を通してのこの統一されることで、コストとしてサーバーを2つ使っていたと思うんですけども、あと管理をする人も多分業者として2つの業者が絡んでいたのが、統合されることで委託料だとかというのは削減されるのかというところが知りたかったんです。

以上です。

教育長職務代理者 3点ですか。

山形委員 はい、3つです。

教育長職務代理者 許可と承認のお話、それから16と15とお話、それから3点目が何でしたか。

山形委員 全体のシステムが統一されることでコストが今まで2つ運営していたのが1つになって……

教育長職務代理者 コストが削減されるかどうか、以上3点です。

お答えはどなたでいきましょうか。

スポーツ課長 先にスポーツ施設のほうでよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 34ページのここだけ15日というようなお話なんですけれども、これは予約システムを平成22年にスタートするときに、スポーツ課の管理のスポーツ施設だけではなくて、和名ヶ谷とか環境系のそういう施設も一斉に予約システムの導入に、一緒に入りました。そのときに一番最初に15と決めたのが、これが一番最初に入った各課の決まりで決めたのが15日ということなんですけれども、その後文科系が入るときに、そこはちょっと日にちが1日ずれているので、その辺は文科系は文科系で統一、スポーツはスポーツで統一というような形で、スポーツ系は全部15日です。

山形委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

社会教育課長。

社会教育課長 市民劇場のほうの利用の許可につきましては、条例が利用の許可となっておりますので、条例に沿ったものとなっている関係で規則もそのまま許可となっております。公民館につきましては、条例のほうが承認となっているために、規則におきましても条例に準じて承認という形をとらせていただいているということでございます。

山形委員 ありがとうございます。

社会教育課長 それから、料金のほうについてでございますけれども、今まで別々に運用していたわけなんですけれども、2つに統合されたことでリース料は安くなっております。幾ら安くなったかといいますと、リース料金ですけれども、どれだけ削減されたかということで申し上げますと、1カ月で22万285円が削減されたという形になります。

山形委員 ありがとうございます。

以上です。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

武田委員はよろしいですか。

武田委員 これは質問ではなくて確認なんですけれども、市民会館のほうのながいき室というのがインターネットシステムに入らないというのは、高齢の方がお使いになることが多いということに対する配慮なのかなというふうに想像していたんですが、この申請の日にちに対しても、ほかのものに準じないというのは、そのあたりの配慮なのかなとも感じたりはするんですが、逆に混乱するとか、あるいは人を別に置かなければいけないとかということに対して面倒だったりとか、そういったことはないのかどうかということだけお願いします。

教育長職務代理者 市民会館長、お願いします。

市民会館長 ただいまご質問がありましたながいき室の関係でございますが、ながいき室、夜間と昼間と運用が違っておりました、従来、現在もそうですが、ながいき室の昼間のご利用に関しましては、これは60歳以上の方が無料で随時使える施設ということになってございます。しかしながら、夜間につきましては、これは一般の会議室と同様に、年配者の方がお使いになりませんので、その分はほかの会議室と同様の有料で貸し出す施設ということになってございます。したがって、5時以前と5時以降で運用が異なっておりまして、昼間の利用に関しましては、これは自由に使えるスペースということでありまして、特にこのインターネット予約システムになじまないものがありますので、これについては、ホールと同様にこのシステムに載せないというところから、このように別の運用になっているというところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 確認ということですか。よろしいですか。

伊藤委員 すみません、市民劇場について18ページの第5条の先ほど山形委員からもちょっと質問があったところなんですけれども、第5条が今回こういうふうに変えられたのは、条例の言葉遣いに合わせたという、先ほどちょっとご説明があったんですけれども、今まで市民劇場を、つまり今回の劇場を利用する目的が、利用しようとする、利用したいという目的を持っている人が、今までの書き方だったんですけれども、これからは利用の許可を受けということが目的という、そういう微妙なニュアンスの違いがあるんですよね。それをわざわざ今回変えられたというのは、要するに5条は現行も改正も全く同じことを言っているわけですよね。ただ言葉遣いが変わって、これまで利用しようとするものはこうなさいというところが、利用の許可を得るものは、これからはこうなさいという、そういう言い方に変えられた理由は、何か条例の条文に、何か言葉を合わせたということによって理解してよろしいんですか。つまり、これをわざわざ変えられた理由は何なのか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 いろいろな公の施設があるわけで、そこについてそれぞれの条例、規則があるわけでございますけれども、やっぱりそれぞれの規則の文言がいろいろばらばらになっているということで、市全体で統一していきましようという中で、このような形にしましようということで、法務担当のほうと協議をいたしまして、そのような形になりました。

教育長職務代理者 そこにニュアンスの違いがありますねということがありますが。

伊藤委員 ただ、今の統一というのは、別にでも市民会館の条文も現行は同じようになっているわけですね。だから利用しようとするものというのが主語になっているわけですよ。だから、利用の申請をしようとするものじゃなくて、使用の許可と今ここを市民会館が許可になっているわけですけども、承認を得るものという、そういう主語というか、それが利用しようとするものが利用の申請をするものという形に変えられたのは、今回一斉にそういう形に変えられたのではないかなと思うんですけども、そうすると統一をすることとはちょっと合わないんじゃないでしょうか。

教育長職務代理者 統一が合わないのは、今のは市民会館のこれは74ページで見ればいいんですか。

伊藤委員 市民劇場もそうであるし、市民会館もそういう書き方なんですよ。

教育長職務代理者 市民会館は74ページで見ればいいんですか。

伊藤委員 74ページも会館を使用しようとするもの……

教育長職務代理者 使用の許可を受けようとするものはになるということですよ。

伊藤委員 そうそう、だからいずれも今回そういう形に変えるわけですね。だからその変える理由がどういう理由なのですかと私は聞いているんです。そうすると、何かほかのものとの整合性をとるために変えるとおっしゃったのが……、そのちゃんとした理由があればそれはそれで、ああ、そうですかということに納得できると思うんですけども、わざわざこういうふう……

教育長職務代理者 社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 ほかの条例等に合わせていくということで、市民会館の条例が今までそのようになっ……

伊藤委員 市民劇場もそう……

社会教育課長 市民劇場ですね、はい。

伊藤委員 市民劇場も市民会館もそうですよね。両方とも変えるわけですね、今回。

社会教育課長 はい。

伊藤委員 何に合わせるんですか、条例ですか。

社会教育課長 市のほうでいろんな公共施設がありますけれども、その規則を今見直しをしているんですね。見直しをしている中で、それぞればらばらなので、もう統一していきましょ……

伊藤委員 じゃ、この今の趣旨からいうと、市民劇場と市民会館の言葉遣いが、ほかの施設の

ものあれと合っていなかったと。

社会教育課長 合っていなかったと、はい。

伊藤委員 ああ、ほかにもまだ合っていないものはあるんですか。それはわかりませんか。

社会教育課長 ちょっと今私たちが把握しているのは、この部分だけなので、ほかのところもそれに統一を図っているということでは、市の方向としては、そういう方向に今行っているということになります。

伊藤委員 それは何か単に合わせるというだけでなく、やっぱりこのほうが今回変えるほうが言葉遣いとしてはいいだろうという、何かそういう理由はあるんですか。

教育長職務代理人 社会教育課長。

社会教育課長 その辺の詳しいところは、申しわけありません、存じ上げないところもあるんですけども、市の中で、条例とかそういう法規的なことを担当する部署がございまして、そちらのほうでいろいろ協議した結果でございます。

生涯学習推進課長 生涯学習推進課長、いいですか。

教育長職務代理人 はい。

生涯学習推進課長 今、伊藤先生はよくご案内のとおりだと思うんですが、規則というものについて、始終なかなか手を加えるのが難しい性質のものがございます。今回のようにいろいろといじらなければいけないときに、やはり時代時代に合わせて法文の表現もいろいろ異なっておりますので、できればそのいじれるときにできるだけ表現については最新の表現ということで、法務担当のほうでもいろいろと苦心をしておりますので、そういった中で、気がついた部分から表現の統一を図っているということなんですが、ただ、そうは言っても、役所で物すごい数の規則がありますので、なかなか全てすっきりと統一というのもできていない状況もあらうと思うんですが、やはりこういった機会を見つけて、少しずつ表現については時代にふさわしい言い回しに直しているということでご理解をいただければと思います。

教育長職務代理人 伊藤委員。

伊藤委員 今回の改正案がどういう理由で時代にふさわしいということなんでしょうか。

生涯学習推進課長 本題については、インターネットの予約システムの関係での変更ではございますが、そういったとき合わせて、先ほど申し上げたとおり、先生もおっしゃったように条文の中で、ほか法律とか条文とかと明らかに表現が違っているなどというようなものが発見された場合については、文言の整理というのを随時法務担当のほうではするように心がけておりますので、今回そういった中では、たまたま教育委員会の中では似たような施設の整理

がありましたので、市のほかの公共施設で使っている最新の表現方法について、特にうちのほうの施設は比較的古い施設なので、時代的にいろんな表現が混在してしまっているようなんです。そういったことをひっくるめまして、今回本来の改正目的とは別でございますけれども、合わせて文言の整理をさせていただいているという意味でございます。

教育長職務代理者 今回二つ三つ、幾つか出てきているものが、許可を得ようとするものは、承認を得ようとするものは、ということに統一をしていくのが、現行、新たにつくっている規則等では、専らそういう言い方をしているので、それに合わせていきたいという趣旨ですよ。一方、今までは利用しようとするものとはニュアンスが違うというところで、少し気になって、それに統一するのがどこか時代に合っているのかというのが2番目の先ほどの問い返しでございました。一応そういう趣旨で、ちょっとその言い方がそちらに、非常に正確な言い方、法律的に正確な言い方に統一をしているというような趣旨でご答弁があったというふうには理解はされますが、そこにニュアンスとすると、少し距離感もかなり感じられるような言い方かなというのがあったと思います。

生涯学習部長、コメントをいただけますか。

生涯学習部長 もちろん統一の文言といいますのは、今、伊藤委員がおっしゃったように、いろんな条文、規則がある中で、多分見るのは市民の方で、今言ったような多分疑問を持つ方がいると思います。何でこちらは利用者なのに、今度は許可になったのと、そういう疑問も持たせないようにするための、やっぱりばらばらになっているところがありますので、そのときに一つずつ合わせていきましょう。要は市民の皆様と同じように入って、規則が言っている内容が同じように入っていきなかなければいけないということで、文言の整理を行っていると思いますので、そういう意味で今回もやっていると思います。ただ、まだあるかもしれません。

伊藤委員 いいです。

教育長職務代理者 ありがとうございます。おっしゃることは繰り返し同じことをおっしゃっているのです、以上です。

武田委員。

武田委員 今、生涯学習部長がおっしゃったように、細かいところを見ると結構実はあったはあったんですけども、意味が全然違っているところもあるんですよ。例えば48ページの言うこともないと思うんですけども、4条のところ、市長の許可を受けようとするものというのと利用の許可を受けようとするもので、全然話が違ってしまっているんですけ

れども、でもわかりやすく改正しようとしている意図とか、そういう意味においては、別段最初のも多分、最初は完全にちょっと取り違えて書いていらっしやるけれども、言おうとしている意味はわからなくはないので、それをそのほかの前後の議案を見ると、そういうところを見直していこうとしてきれいに整理されたんだなというふうに私は理解しているんですけども、基本的には理解が統一できれば何ら問題はないのかなというふうに私は思っていますが、新旧対照という意味では、伊藤委員もおっしゃっていたような疑問というのは、それが確実に同じ意味合いじゃないよねというところで気になるというのは多々あったように思います。

教育長職務代理者 ご意見ということでよろしいですね。

武田委員 はい、お願いします。

教育長職務代理者 言葉遣い、ごめんなさい、私はニュアンスの問題かなと思ったんですが、ちょっとそういうことでもないようでございます。統一というので、統一の方向性は一定のベクトルがあるということですので、そのように受けとめてよろしいのかなというふうに思います。

そのほかはいかがでしょうか。

そのアクセスが特に高齢者等、インターネット等の環境になかなかない方が、特に文化的な施設の場合をお使いになる方がスポーツ施設よりも多いかもかもしれません。そういったことへの利便性の低下とか、また利用するモチベーションが下がることの防止とか、そういったことについて何かありますか。あるいは窓口に来れば同様の手続をやっただけだと、何かそういう対応も含めて、ちょっとその点だけ補足をいただくとありがたいですが。

社会教育課長からまとめて。

社会教育課長 市民の方にはインターネット環境にない方もいらっしやいますので、今までどおり窓口や電話での対応をさせていただきますので、不便になるということはないと認識しております。

教育長職務代理者 生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 山田委員からお話をいただいたとおり、特に公民館関係は高齢の方が多くものですから、もう既に始めておりますけれども、事前の講習会、説明会、そういったものを回数を重ねてやらせていただいています。ただ、幸い、公民館についてはリピーターのお客様が大変多くございますので、その方たちについては、大体顔の見える関係性があるので、今、委員からお話があったとおり、随時わからなければ窓口のほうでも直接入力のお手伝い

だとか、そういったことも前提として取り組ませていただいています。

ただ、幸い、もう市民センターなどは従前から導入が既に始まっているシステムですので、大方の方はご経験があるということなので、一部の方については、できるだけ丁寧という対応をさせていただいております。

教育長職務代理者 市民会館長。

市民会館長 市民会館も同様に、ご利用の方は比較的高齢の方が多いので、インターネット環境はどうかということは懸念の材料としてあったんですが、実際問題として、今もありましたが、リピーターの方が多いということもございます。また、窓口でも丁寧なご説明をしていくということで、職員の意思統一も図っておりますし、そういった対応をこれからも十分に図ってまいりたいというふうに考えております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。そのほかは。

このあと終結をいたしますと、一本ずつ採決をいたします。全体まとめてご質疑はよろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。採決はそれぞれの議案ごとに行います。

これより議案第37号を採決いたします。

議案第37号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案どおり決定いたしました。

続いて、議案第38号を採決いたします。

議案第38号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第39号を採決いたします。

議案第39号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第39号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第40号

教育長職務代理者 続きますして、議案第40号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明を、それではスポーツ課長、お願いいたします。

スポーツ課長 まず、86ページをごらんください。

議案第40号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進審議会委員のうち、八反丸委員から退任の申し出がありましたので、新たに委嘱するために提案するものでございます。

今回、松戸市医師会から八反丸委員のかわりに菅原忍さんの推薦がありました。新しく委嘱いたします委員の任期につきましては、平成29年12月13日から平成31年5月31日まででございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 議案第40号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入りますが、菅原先生ですかね、推薦は医師会からということで何かそのほかの情報がありますかご専門とか。

お願いします。

スポーツ課長 松戸市医師会から今回推薦されました菅原先生なんですけれども、紙敷のほうで菅原整形外科をやっている方で、年齢としては57歳ということですよ。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。それでは質疑等はいかがでしょうか。

医師会の中でご調整をいただいた上でご推薦をいただいているということでございます。引き続きスポーツ推進審議会に医師会の窓口としてご助言をいただくということになると思いますが、よろしいですか。特になければ。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第40号を採決いたします。

議案第40号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局からまず何か。事務局から何か報告もありますか。特にいいですか。

それでは、委員のほうからご報告をいただける方にはいただきたいというふうに思います。この2学期のシーズンといいますか、秋のシーズンが終わりまして、研修またその他学校の訪問等も、資料があってもなくても結構でございますので、もしご準備いただければこの間に。

それでは、山形委員、ご準備をいただいているようでございます。

山形委員 私は学校訪問のほうは7月に伺わせていただいて、7月末の教育委員会会議でお話しさせていただいたので、今回は割愛させていただきまして、先日行われた市町村教育委員会研究協議会第1ブロックに参加してのご報告をさせていただきます。その中で、基調講演です。ソーシャルワーカーをしています山野先生の講演のお話をちょっとまとめましたので、お伝えします。

大阪府立大学の山野則子先生のお話でした。平成32年度にスクールソーシャルワーカーが常勤的配置が1万人増員されるというお話と、サポートが必要な子どもの課題の3点、貧困と孤立が見えず、早期対応ができないこと。2点目が、就学後の多様な機関での協力を検討する仕組みがないこと。3点目が、福祉、学校、地域を結ぶ仕事が不透明、先生方に地域や福祉を結ぶことをきつと求められて多忙化などにもつながっているのかなということをお話の中から感じました。

特に印象的だったのが、ピラミッドの図を見せていただいて、支援が本当にピラミッドの頂点のあたりのほうには支援がとて行くんですが、困っているか困っていないかグレーという言葉を使うのが正しいかどうかわからないんですけども、無礼増のところでの予防的なかわりができれば、きっと大きな問題につながらずというところのお話なども、改めて図にしてを見せていただいて、はっきりとわかることができました。

あと、貧困度が強い子は、勉強をしても成果が伸びないことや、保護者の意識の関与によっても学力差がふえるというところのお話なども、とても参考になりました。就学児の発達のフォローのお話も、まだまだですし、あと何となく社会全体が、何か子どもの問題があると、学校の影響もありますけれども、多くはやっぱり家庭の問題と言われがちな背景なんかも、広く、もっと視野を大きく見て、福祉の視点から見て考えていかなければいけないんだなというお話でした。

それと、とても印象的だったのは、何かを支援するとき、子どもが主語になって支援を

するということの大切さを、山野先生がお話ししてくださったので、とても勉強になりました。

2日目に研究会のほうの分科会で、家庭教育に対する支援という話を聞かせていただきました。南房総と高萩市の事例です。南房総は市長自身が未来のまちづくり、教育施策が重要ということで、教育委員会と子育て支援課が一体化して、一元化しているというシステムです。一貫性と継続性というところから、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校が連携した施設をつくっているというのがとても興味深かったです。ぜひ見学などをさせていただけたらなと思いました。

あと、ゼロから18歳までの教育相談センターというのも、私はとても自分自身はこういう場所があればいいなと思ってきたので、実践しているのか南房総にあるということを知ることができて、またやっている実践の中でも教育委員会と松戸だと子ども部になるんでしょうかね、同じフロアで仕事をされているということがとても興味深くあったかです。

先日、「日経DUAL」というメディアが発表した共働き、子育てしやすい市町村で松戸が1位に選ばれたんです。去年は5番だったんですけども、どんどん松戸が注目されていく中で、子育て支援が終わったと、6歳以降、今度じゃ教育はというふういきっと目が行くと思うので、その部分なんかもこれから私自身子育て支援のものとして教育委員会と何か連携してできることができたかなと思いました。参考までに、リンクをつけておきましたので、時間がある方はよかったらごらんになってください。

あとは、高萩市のほうは小学校1年生の全戸訪問です。多くは多少保健分野で、私も赤ちゃん訪問というのをさせていただいたんですけども、その小学校1年生版です。小学校になると困り事をやっぱり学校に相談する以外にほかに道はなくというところなんですけど、ここで第三者が能動的に動いて入ってくるという支援があることで、学校へ復学できなかったのが復学したケースというのを事例で聞くことができました。

子育て支援と同じなんですけど、SOSがとても言いづらい社会なのかなと思っています。支援を受けること自体は保護者として支援を受けることが何かもう親しかいないみたいな、そんなようなニュアンスだったりも、そういう思いも何となく子育て世代の同じ世代として感じる場所があり、SOSはとても言いづらいんですけども、支援の手が伸びることは本当はありがたいことだなと思います。ただ、高萩市や南房総もどちらも市の規模として人口が松戸に比べると少ないので、松戸はもう50万人都市として同じようにはできないけれども、何かニーズがふえてできることにつながればなというお話でした。

あとは、高萩市のアウトリーチ型の支援の中で、不登校に対しての問題視というところから、平成28年9月の文科省の通知をまたちょっと改めて見て、いろいろ考えることがありました。学校に入ってから、保育園に入ってからその先というよりも、もう少し親になる前の妊娠中から家庭力をつけるような啓発活動なんかも、生涯学習などで発信できるとまた違うのかなと思いました。

あと、追記なんですけれども、個人的に発達史を勉強をしていて、筑波の宇野彰先生という方の講演の話を聞く機会がありまして、そこにつくば市のほうで就学時健診のときに読み書きスクリーニング、知的発達スクリーニングを行って、気がかりのあるお子さんに対する発達フォローをして、何か気になる子がいたときに、夏休みとかにプリントを少し多目に配って、保護者にも講演をしてサポートすることで、学習へのつまずきが少なくなっているというお話を聞きましたので、参考までにお知らせいたします。

以上になります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員、それでは資料をいただきました。お願いいたします。

伊藤委員 私は、この11月に千葉市で行われた教育長教職員研修会のメモなんですけれども、全体会は皆さんご参加されていてあれなんですけれども、我孫子中学校のほうで研究指定を受けてやっているというのは、アクティブラーニングの授業についての報告が興味深かったので、簡単にメモしたんですけれども、なかなかこういうやり方のアクティブラーニングというのが、ちょっとやはりそれになじめる人、子どもたちはいいんでしょうけれども、やっぱり最後にありますように、学力差への対応とかコミュニケーションが苦手な生徒の対応がなかなか難しいのかなというふうに感じました。

それから、分科会は、これは私だけだったんですけれども、小学校における外国語教育の取り組みということで、千葉県のお取り組みが別紙のとおりなんですけれども、これを別紙のほうで間違いじゃないかなと思うのは、冒頭、頭のところで、小学校3・4年生で外国語活動が週35時間というのは、これは年間ですよ、年間35時間。それから小学校5・6年生で、これも年間70時間云々ということで、いずれにせよ、県のほうでもいろいろこういう学習指導要領の改定に伴う英語教育について、いろんな取り組み、特に先生たちの指導者の育成とかというようなことについては、非常に熱心に取り組んでいるということが、ここで伺われるということです。

それから、分科会のほうで茂原市と成田市のほうで、要するに今それを先取りしてやって

いる取り組みの状況の紹介があったので、簡単にメモをしてあるんですけども、この中でやっぱり授業時間の確保が非常に大きな問題で、成田のほうはモジュールで授業をやるということも今もやっているんですけども、今後もこれはやっぱり継続してやっていきたいということを書いていました。

それから、指導者の育成というところも、やっぱり研修活動をいろいろ充実させてやっていくんだということだったんですけども、所管のところでも書きましたけれども、やっぱりいろいろ質問のほとんどが授業時間の確保というところで、どういうふうにするのかということで、非常に質問が多かって、成田のほうは、むしろ英語というのは長い時間やるよりも、短い時間で繰り返したほうが効果があるということで、今のような20分モジュールを続けたということ、文科省のほうから余りそういうモジュールで細切れにしてやるのはよくないという指導もあるということだったんですけども、これに対して県の指導課のほうからは、5・6年生ならそれはやってもいいんだということは、もう既に文科省のほうからも出ておりますという紹介がありまして、いずれにせよ、各教育委員会のほうで英語の授業時間のほうの確保が大きな課題になっているということがとられました。

それから、生徒が英語嫌いになる理由の一つは英語の先生が嫌いになると。やっぱり教え方が余りおもしろくないとか理解できないということから、先生が嫌だから嫌いになってしまうということがどうもあるということで、そういう意味からも先生の教え方というか、資質がやっぱり大事なので、これから移行期間が2年間あるわけですけども、その移行期間を活用した英語を教える先生に対するそういったところも含めたこの研修の重要性というのが、今現在にかかわっていくのかなというふうに感じました。

簡単ですけども、以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員はご報告ありますか。

武田委員 今、山形委員と伊藤委員もおっしゃっていた協議会で、前半のほうの山野先生の基調講演は本当に私もすごくためになったというか、勉強になることが多かったんですが、それに関してはもう先ほどのお話で本当に十分かと思えますので、出させたいいただいた分科会のほうの道德に関するところを少し、もうプリントでお渡ししているので、読んでいただければと思うんですが、埼玉県深谷市さんと茨城県の守谷市さんが発表という形で、市での取り組みというものを拝見することができました。

どちらも松戸よりは小規模ではありますが、すごく通勤圏内の人口の多いお土地柄ではあ

りますが、大分様子が違いまして、深谷市のほうは、渋沢栄一さんという皆様もご存じの方を、道徳の中の一つの偉人の資源として捉えて、すごく地元で大切にその精神を学ぶことから、道徳の観念というものを育てている。一番大きな成果として上げているのは、立志式というものを行っていて、ご自身、児童生徒が例えば卒業であるとか、そういうタイミングのときに、親御さんであるとか後輩に対して、自分の将来に対することを発表するという場を持っているんですね。

現実的に、この別紙参考というのは載っていないんですが、こちらいただいた資料のほうには、一番注目したかったのが、将来の夢や目標を持っているというのが、全国平均よりもかなり突出して数字としてあらわれているという点が、本当にすばらしいなど。やはり小さいときから積み上げてきたものというのは、数字としても結果が実るんだなということを感じました。

それは、茨城県の守谷市のほうでも、都市部に近い通勤圏内のところで、新たな取り組みとしてやってきている部分。多少幼小・小中・中高連携というところに聞きながらなかなか難しさがあるなというような感想を私は抱いたんですが、それとは別にフォーラムを子ども自身が自主的に開催しているというのの発表の中にあつたところで、子どもたちの運営によって、子どもたちが発表していくところから、父兄も参加してというように、どんどんそれが展開を持って次年度に引き継ぐという形で、いろいろな宣言というものをつくって、子どもみずからがいじめというものを、自主的に排除しようというスローガンが、これが本当に実行されたらすごいことだなと思いながら聞いていたんですが、ただ、やはり自分たちで言った言葉というのは重みがありますので、そういったものが出てくるということが、本当の意味でのいじめから発生した道徳教育の授業化というものの理想像なのかなと思って、なかなか感動的な形で動いているなと思って拝聴していました。

ここにも別紙と書きながら、資料が載っていないので申しわけないんですけども、深谷市同様に「守谷しぐさ」という形で、8つの誓いというものが、すごく小学校のときから義務教育期間に定着しているという、物すごく当たり前の挨拶であったりとか、時は宝とか、聞き上手になりましょう、温かい言葉を向けましょうというような、すごく当たり前のことなんですけれども、当たり前のことを繰り返すことの大事さというものを身に染みたお話が数々ありました。

松戸市にも果たして、こういうモラルの偉人になる方を探すとかが、そういうことも難しいのかなという中で、この2市の折衷案のような形でいろんなことが検討できる可能性がある

のかなというふうに想像して拝聴していたんですが、道徳というのは、特に規定があるわけでもないで、いろんな形で発展していくことが、一番望ましいのかなと思って模索していくことの大事さというものを痛感した発表でした。

あわせて、前のほうにくっつけさせていただいたのが、松戸で開いたアートピクニックという現代美術の21世紀の森で開かれた文化行事です。これは行かれた方がいらっしゃるかどうかかわからないんですが、ちょっと天候に前半恵まれなかったんですけども、後半はかなり人数も入られて、なかなかいい催し物になったのではないかと想像します。

その中で、現代美術というものは、私も不理解な部分も多いんですが、いろんな制作者の方とお話しさせていただく中で、一緒に取り組むものの芸術のおもしろさというものも考えられるこういう21世紀の森と広場という場所があるので、以後も何かの形で続けていけるということは望ましいのではないかとこのように思いました。

特に最近では、我孫子市などでも、国際野外美術展であるとか、さいたま市などでも国際的な現代美術の祭典などもやっていたりするんですが、いずれも一つの場所ではなく、市内各所という形でやっていたりするんですけども、21世紀の森というのは、かなり広さはあるとか、ほかにも大規模なところは幾らもあるんですけども、市で持っている施設としてこういったものを展示するには、非常に十分な広さと適した環境というものがあるのではないかと、そういった意味でも、先々未来があるのではないかとこのように感じました。

特にこの中で、私が気に入ったものは、「ひかりの実」と作品で、市内の小学校の児童が参加してくれた作品だったんですけども、果実袋の中にLED照明を入れて、大きな樹木にそれをとりつけて、まるでツリーのように光るといって、そういった作品なんですけど、それに笑顔の絵を袋に描くんですけども、不思議なことに、笑顔の絵を描いた裏、紙の裏側にみんなが自発的にこれは何をお願いしたわけでも、先生に言われたわけでもないのに、感謝の言葉であるとか、笑顔のもとになる「お母さんありがとう」とか、そういった言葉を自然に書き添えている子どもが非常に多かったというふうにお聞きしました。

このプロジェクトを立ち上げた高橋さんという方にお話を聞きましたところ、これを始めたのが大震災の3.11のときがきっかけだったそうで、横浜の公園で、被災地を思う方に描いていただいたその袋と、被災地で描いてくださった袋を交換して3,000個を超える「ひかりの実」というものをやったらいいんですけども、そのときも今回と同じように、被災地の人を思う気持ちであるとか、そういったものを参加してくれる人に対する感謝の気持ちであ

るとか、笑顔という顔の絵を描くことで、そういったものの言葉を自然発生的に裏面に書くということが起きていたことが、またこのたびも起きたということで、本当に不思議な現象だけれども、それは自然に出てくることなんだなと思って、とても気持ちのいいことだったんだなと。その作品を見て、その字が読めるわけではないんですけども、何となくうれしい気持ちになったので、一つご報告させていただきます。

あわせて、美術に関係することとして、千葉県教育研究造形教育部会の千葉県のものを松戸市が大会の開催地として、このたび11月10日に行われました。

市立の東部小学校と第五中学校、隣り合わせにある敷地なんですけど、そちらのほうで行われて、私は授業の見学というところと、あと作品発表の見学というところまでしか参加できなかったんですけど、その前にちょうど松戸二中への学校訪問に伺う機会があって、そのすぐ後がこの大会だったんですけども、たまたま二中の美術の先生が、この大会の参加者であるということを、先にわかっていた部分もあったので、学校訪問のついでに、その後の授業研究のほうも参加させていただいたんですね。その中で、いかに学校訪問のときにやっていた授業の延長上のものを、この発表会でなさっていたんですけども、物すごく研究されて、いろんな方からのご意見を聞いて完成させてきた授業というものを発表するというところに向かう姿勢というものを拝見して、先生方は日々の中でも本当にお忙しいんですけども、それでもこういった発表の中ですごく情熱を持って取り組んでくださっているというところに、ありがたく感じたというのが、まずご報告したいと思ったことであります。

そのほかの部分、個々に書きましたけれども、さまざまに皆さんそういった形で努力されてきた形なのかなと思って拝見すると、本当に感慨深いものがありました。また、厳しい言葉も交えつつ、いいところをいろいろ見せていただけたという部分で、美術という授業がすごく削減された、時間的に削減されている中で、先生方の熱意というものがすごく感じられたのが何となくありがたく、そして何ていうのか、素材が我々が教わっていたころよりも、いろんなものを使うようになって、研究等も、まず大変なのではないかと思う中でも、ただやらせるということではなくて、その授業に取り組む前の子どもたちの考え方をまとめる研究シートみたいなものの作成とか、そういった部分にすごく力を入れていらして、そういう部分で学習という形での表現というものをつくるだけじゃなく取り組んでいるというものを、もう少し親御さんたちとかいろんな形でアピールというか、知っていただく機会があれば、もう少し美術の授業というものが有効に活用されているというのが酌み取っていただける機会になるのではないかというふうに感じまして、研究シートみたいなものも作品だけじゃな

くて、ぜひ教室内に展示していただけたらいいのではないかというふうに思いました。

あとは、細かい部分は読んでいただけたらと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

種々のご報告をそれぞれしていただきました。私も幾つか行ったんですが、もう時間の関係もありますので、次の機会にさせていただいて、教育長からいろんな部分、研修も含めて、市町村の研修等も含めて第1ブロックのものを、何かコメントいただければ。

教育長 どうもありがとうございます。

私もそれぞれの大会に参加させてもらって、大西さんも何か報告はありますか。それは突然はだめですね。なるべく今週末もまた神戸に行って研修会があるんですけども、なるべく外へ行っていろんな意見を皆さんの教育長さんのいろんな考え、意見を聞くチャンスをつくろうというふうに努力はしています。

なぜかという、やっぱり外のいろんなことを知らない、中が見えないというか、中だけにいるとどうしても、それは正しいのか間違っているのかさえわからないで、ただ自分の考えとか感情だけで進んでしまう。それを避けるために、なるべく多く研修には行こうかなと。今回もこの何回かでいろんなことが勉強になったんですが、ことしすごく感じたのは、いろんな事例発表の自治体の規模が、また小さくなっているというのが、平均的に全国二千何百ある自治体の、もうやっぱり10万人を超えている都市というのは、本当に数少なくなってきたら、どうしても例えば南房総も大体市全体で1学年300人ぐらいなので、やっぱりそこで行われていることは、三幣教育長さんもすごい熱心な方なんで、向こうはどちらかという保守的な自治体が多いんですが、その中でああやっっている革新的なことを、前々からですけども、思い切ってやっっているらっしゃる。それもでもある程度、私は必要に迫られてやっっているんだなというふうに、いつもお酒を飲みながらですけども、そういうお話をしています。

でも一方で、やっぱり効率的には物すごくよくて、一応記録には残ってしまうけれども、正直に申し上げますと、千葉県教諭は余り好きではない。なぜかという、例えば私たちも、松戸もそうですけれども、子ども部さんとすごい連携を深く進めています。でも、そういう自治体はむしろ全国では珍しくて、県教委さんはやっぱり教育委員会としての例えば予算や人を確保したいので、むしろ連携はなぜか避けるんですよ。やっぱり独自で予算はとりたいた。ですから、うちでことしからやっっているスクールソーシャルワーカーの配置にしても、

県でいうと福祉部門と連携して、向こうの人と一緒にというふうに、なかなかそういう発想にはなってもらえない。まず子どもとか学校のためからすると、県もそういう姿勢になってくれたほうが物事が早く進むので、いいのになと思うんですけども、なかなかそういうふうには、大きいところほどなかなかしてもらえないと。一番大きいのは国ですけども、国もですから連携となると、なかなかうまくいかない。でもそういうところが研修に行くと見えてくるので、やっぱりどういう施策が子供たちのために効果的なのかなというのは、すごく参考になります。

一方で、伊藤委員から出た成田市の英語ですけども、本市松戸でも英語はモジュールで進めています。そのモジュールのほうが私も毎日やったほうが絶対に効果的なんで、もう時間が短くても英語というか、言葉に対しては毎日毎日同じフレーズをとにかくやれば、コマースと一緒にするので、覚えてしまえば、それで後から理屈でも当然言葉というのはいいわけなんですけれども、ところが文科省は3・4年生はモジュールは禁止という一応、そういう方針を出しています。でも成田市さんは、この前の分科会で、後から聞いた話ですけども、うちはやりますよと断言したらしくて、それについては県は批判的なコメントを發していました。でも、うちもモジュールでできれば3・4年生でもやりたいなというふうには思っています。

文科省は、姿勢をだんだん今少しやわらかく変えてきて、ある程度の経験とか、そういうやるという根拠があるんであればというふうな発言が出てきたりしていますので、そういったことも自治体同士の情報交換というか、そういうところがないとなかなかわからないわけなので、ぜひ皆さんもなるべく遠くの場合が多いので、時間的には大変なんですけれども、いろんところへ出かけていただいて、松戸市のいろんな施策を参考になればいいなというふうに思っています。

ただ、やっぱり首都圏の縁といいますか、端っこのほうに位置する松戸市としては、前も武田委員さんからあったんですけども、芸術とか文化からすると、地方というか、小さい市ほど特色が一つか二つもあって、それを根拠にいろんなことが組み立てられる特性があると。でも松戸のような首都圏にあるところは、それはもうできないんですよと、前おっしゃっていましたよね。たくさんの特徴がある、一つ一つはすごいんですけども、なかなかそれを市全体で何か施策にしようとするのが難しい部分はある。これはやっぱり教育についても一緒に、松戸の場合は、本当に中学校でいうと20校あって、20校の学区が全部文化が違うと言ってオーバーじゃないくらいの違いがあると思うんですよ。

ですから、なかなか一つの施策を20校全部、中学校区全部65校全部でやれなんていうのは、本当に難しい部分がありますので、でも小さい自治体でやっていることが、この学区なら通用するとか、国の企画しているいろんなプランも、ああ、この学校ならできるとか、そういう部分が多分強いと思います、松戸市は。

ですから、松戸市全体の施策としてではなくて、そういう各学校の特色に当てはまるようなプランを、こちらで提案して、学校で努力してもらおうというそういうパターンがまたこれからもふえてくるのかなというふうな気はします。

いずれにしても、また研修はまた毎年ありますので、よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。また、有益な情報交換をさせていただければと思っております。

それでは、以上で終わらせていただきまして、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成30年1月定例会でございますが、平成30年1月11日の木曜日、午後1時30分から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は、平成30年1月11日木曜日、午後1時30分から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成29年12月定例教育委員会会議を閉会いたしますが、それぞれきょう研修でお持ちよりいただいた、この研修の資料なんですが、一番後で配った深谷市の例とか、そういうのはちょっとあれですけども、それぞれきょう傍聴人の方に年末のプレゼントじゃないですけども、お持ち帰りいただいても、もしよろしければ、何かまずいことが書いてあったらだめとか、大丈夫ですか。それでは、この資料だけお持ち帰りください。

それでは、閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 時 分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員